

平成 29 年度第 2 学期末試験問題（筆記試験）

試験科目名	民法基礎 3	教員名	高橋智也
-------	--------	-----	------

【問題 1】

次の【事実】を読んで、【設問】に解答しなさい。なお、解答に当たっては、利息または遅延損害金を考慮に入れる必要がないものとする。

【事実】

1. Bは、豊中市内に土地甲（評価額 2000 万円）を所有しているところ、2017 年 10 月 1 日、Aとの間で、甲を代金 2000 万円でAに対して売却する旨の契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。本件売買契約では、① Aは同年 11 月 1 日に代金半額（1000 万円）をBに対して支払うべきこと、② Aは同年 12 月 1 日に代金残額（1000 万円）をBに対して支払い、甲の所有権移転登記手続も同日に行われるべきこと、が定められている。Aは、同年 11 月 1 日、本件売買契約に基づき 1000 万円をBに対して支払った。なお、Aによる支払いは、B名義の銀行口座に振込む方法によって行われている。
2. Aは、同年 12 月 1 日、B名義の銀行口座に 1000 万円を振り込んだうえで、Bに対して、甲の所有権移転登記手続に協力するように求めた。しかしながら、Bは、必要書類が準備できていないことを理由として、登記手続をしばらく待ってくれるようにAに申し出た。AはBの申し出に戸惑いを覚えたが、Bの申し出にしたがい、登記手続をしばらく待つことにした。
3. 他方、Bは、叔父であるCに対して 1600 万円の借入金債務を負担しており、その弁済期は同年 11 月 20 日に到来したが、Cに対する借入金債務の弁済をすることができなかった。この時点においてBには甲の他にめぼしい財産がなかったことから、Cは、同月 25 日、Bに対して、1600 万円の給付に代えて甲を給付するように求めた。Bは、本件売買契約を締結していたこともあり、Cの申し出に応じることをためらった。しかしながら、Bは、日頃からお世話になっているCに迷惑をかけることはできないと思い直し、これに応じることにした。
4. そこで、BとCは、通謀のうえで、同年 12 月 10 日、1600 万円の給付に代えて甲の所有権をCに対して移転するという内容の代物弁済契約（以下「本件代物弁済契約」という。）を締結し、同月 11 日、本件代物弁済契約に基づいて、甲についてBからCへの所有権移転登記手続が行われた。なお、Cは、同月 10 日の時点において、甲がBの唯一の財産であること及び本件売買契約が締結されていることを知っており、かつ、仮にBの債権者がC以外に存在する場合であっても、甲の給付を受けられるならば、かかる債権者を害しても構わないという意図を有していた。

【設問】

Aは、2018年1月25日、Cを被告として、詐害行為取消訴訟を提起しようと考えた。Bが、2017年12月10日の時点で支払不能の状態にある場合とない場合に分けて、Cに対する請求がどのようなものとなるかを明らかにしたうえで、Cに対する請求が認められるか否かを検討しなさい。さらに、上記2つの場合について、Aは、Bに対して、甲について所有権移転登記手続をするように請求することができるか否かについても検討しなさい。（配点：50点）

【問題2】

次の【事実】を読んで、【設問】に解答しなさい。

【事実】

1. A社は不動産建設業者であり、豊中市内に高齢者介護施設を建設していたが、同施設に介護用電動ベッドを備え付けることを目的として、介護用品を扱うB社に対して、介護用電動ベッドの設置・搬入工事を請け負わせることにした。そこで、A社とB社の間で、B社が、A社の建設にかかる高齢者介護施設に、介護用電動ベッド甲20台を設置・搬入する工事を代金300万円で請け負うという内容の請負契約（以下「本件請負契約」という。）が締結された。なお、本件請負契約では、B社が甲20台を調達すべきこと、代金300万円の支払いは、設置・搬入工事の完了から1か月後に行われるべきことが定められている。
2. B社は、甲の販売も手がけていたが、在庫商品の中に甲が存在しなかったため、甲の製造業者であるC社に対して甲20台を発注することにした。そこで、B社とC社の間で、C社が、B社に対して、甲20台を代金240万円で売却するという内容の売買契約（以下「本件売買契約」という。）が締結された。なお、本件売買契約では、代金240万円の支払いは、甲の引渡し完了してから2か月後に行われるべきことが定められている。
3. C社は、2017年11月24日、本件売買契約に基づき、B社に対して甲20台を引き渡した。B社は、同年12月24日、本件請負契約に基づき、A社の建設にかかる高齢者介護施設に、C社から引渡しを受けたままの状態であつた甲20台を設置・搬入する工事を完了した。ところが、B社はかねてから経営不振に陥っており、2018年1月15日付けで破産手続開始決定を受け、破産管財人が選任された。

【設問】

C社は、本件売買契約に基づく代金240万円の支払いを受けることができなかったことから、2018年1月25日、動産売買先取特権の物上代位として、B社が本件請負契約に基づいてA社に対して有する債権を、240万円を限度として差し押さえた。C社による差押えが認められるか否かを検討しなさい。（配点：25点）

【問題 3】

次の(1)から(10)までの文章について、正しいものには○を、誤っているものには×を記入しなさい。なお、小問番号は各自で記入すること。

(配点：各小問 0.5 点× 10 = 5 点)

- (1) 留置権者は、留置物について留置権に基づき競売を申し立てることができ、換価金から優先的に弁済を受けることができる。
- (2) 民法上の留置権の成立には、目的物と牽連性のある債権の存在及び債権者による目的物の占有が必要であるが、その債権の成立時に債権者が目的物を占有している必要はない。
- (3) 債権者は、債務者との合意によって先取特権の設定を受けることはできないが、債務者との合意により留置権の設定を受けることはできる。
- (4) 質権者が任意に質権設定者に質物を返還した場合、質権は消滅する。
- (5) 一般の先取特権者は、債務者の財産の中の動産が売却されて買主にその引渡しが行われた場合、債務者が取得する代金債権について、その払渡しの前に差押えをしなくても先取特権を行使することができる。
- (6) 第 1 順位の抵当権者の被担保債権が弁済により消滅した場合、第 2 順位の抵当権者は、消滅した第 1 順位の抵当権の抹消登記手続を求めることができる。
- (7) Aが所有する甲土地に、Bのための第 1 順位の抵当権が設定され、その後、Bの承諾を受けて甲土地上にA所有の乙建物が建てられ、さらに、甲土地にCのための第 2 順位の抵当権が設定された後、Cの申立てに基づいて甲土地の抵当権が実行された結果、Dが甲土地の所有者になった場合、甲土地に乙建物のための法定地上権が成立する。
- (8) Aが所有する甲土地上に、A所有の乙建物が建てられ、その後、甲土地と乙建物にBのための第 1 順位の共同抵当権がそれぞれ設定され、さらに、乙建物が取り壊されて甲土地上にA所有の丙建物が建てられた場合、その後、丙建物にBのための第 1 順位の共同抵当権が設定され、甲土地の抵当権が実行された結果、Cが甲土地の所有者になったときであっても、甲土地に丙建物のための法定地上権は成立しない。
- (9) A所有の建物について、Bが第 1 順位の抵当権を、Cが第 2 順位の抵当権をそれぞれ有している場合、BがAからその建物を買受けた場合であっても、第 1 順位の抵当権は消滅しない。
- (10) 保証人の求償権は、主たる債務者が弁済しないときに保証人が弁済することによって生じる将来の債権であるから、保証人の求償権を被担保債権として抵当権を設定することはできない。